

一関地方振興局長告示第7号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成18年3月31日

一関地方振興局長 藤尾善一

身体障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
03000100141115	居宅介護支援センター やすらぎ	西磐井郡平泉町平泉字 片岡69番地1	西磐井郡平泉町平泉字 片岡94番地30	平成18年3月1日